

平成 28 年〇月〇日

各位

日本医療情報学会  
日本臨床検査医学会  
臨床検査項目標準マスター運用協議会

臨床検査結果値の電子的に送受信する際の考慮のお願い

本邦においては、「健康医療・医療推進法」（平成 26 年法律第 49 号）に基づき「健康・医療戦略」（平成 26 年 7 月 22 日付、閣議決定）が策定され、国として、医療情報の標準化が進められているところです。

病院情報システム（以下「HIS」という。）と臨床検査情報システム（以下「LIS」という。）間での臨床検査データの送受信については、「JAHIS 臨床検査データ交換規約 version 3.1」（2012 年 4 月、一般社団法人 保険医療福祉情報システム工業会）に基づいており、標準化が進められております。しかしながら、定性結果・不等号・単位等を含む検査結果値が LIS から HIS へ送信された場合に、HIS 側で結果値の定性値や不等号と結果値の分離が不可能になっている事例が発生していることから、日本医療情報学会、日本臨床検査医学会及び臨床検査項目標準マスター運用協議会では、定性結果・不等号等を含む検査結果値については、送信時の考慮事項を発表することと致しました。

本送信方法が普及することにより、臨床検査結果値に関する電子データの意味が明確化され適切な解釈が可能となり、本邦における医療の質の向上に貢献できるものと考えております。

記

今後、医療機関において、新規開発等を行う際、部門システム及び病院情報システム間のデータ送受信に際しては、以下の点に留意の上、送信仕様を決定するようお願い致します。なお、当該送信方法の実現に向け、双方のシステム関係者が協力してご対応いただきたくお願い申し上げます。

1. 結果値と単位を区別して LIS が送信すること
2. 結果値と不等号を区別して LIS が送信すること
3. 結果値のうち、定量値部分と定性値部分を区別して LIS が送信すること
4. 結果値に指数表示が含まれる場合には、指数は単位に含めて LIS は送信すること
5. HIS は上記に基づき LIS から送信されてきたデータを、適切に受信できるようにすること

以上